

株式会社 徳ヒロ

紹介業 返戻金制度について

採用決定者が就業開始後、退職または解雇された場合(以下、退社等という)及び採用決定者の応募書類に詐欺があった場合、弊社は申込者の請求により、報酬の一部を、以下各号のとおり返還します。

但し、その名目上もしくは形式上の理由に関わらず、退社等が実際には申込者の採用決定者に対する処遇その他の労働条件が採用決定時の労働契約の内容と著しく異なる事に起因する場合、または申込者の採用決定者に対する法令違反行為に起因する場合はこの限りではありません。

- (1) 入社日から1ヵ月以内の退社等の場合、報酬の80%に相当する金額
- (2) 入社日から1ヵ月を超え3ヶ月以内の退社等の場合、報酬の50%に相当する金額
- (3) 入社日から3ヶ月を超える場合は適用なしとします。